

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学医科学研究所教職員就業規則（平成16年4月1日制定。以下「就業規則」という。）第14条の2の規定に基づき、教職員の休業に関する取扱いについて定めるものとする。

第2章 育児休業

(育児休業の対象者)

第2条 育児のため休業を希望する教職員で、次の各号のいずれにも該当する者は、この規則の定めるところにより、子を養育するためにする休業（以下「育児休業」という。）をすることができる。

- (1) 満3歳に達する日までの子（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号に規定する子をいう。以下この章において同じ。）と同居し、養育する者
- (2) 育児休業終了（第7条の2第1項に規定する出生時育児休業を除く。以下この条から第7条までにおいて同じ。）後、引き続き勤務する意思のある者

2 前項の規定にかかわらず、育児・介護休業法第6条の規定に基づく協定により、同条第1項及び育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号。以下「育児・介護休業法施行規則」という。）第8条で定める者の範囲内であって育児休業の対象者から除外するとされた者は、育児休業をすることができない。

(育児休業の申出)

第3条 育児休業を希望する教職員は、当該育児休業にかかる子が満3歳に達する日までの範囲内において、育児休業をする予定の連続する期間の初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして、申し出るものとする。

- 2 前項の申出は、当該育児休業にかかる子（双子以上の場合は一子とみなす。）について、3回（撤回した育児休業にかかる子についての当該撤回前の申出を含む。）までとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 育児休業の申出は、原則として、育児休業開始予定日の1月前までに、育児休業申出書を提出するものとする。

4 育児休業の申出において、その事由を確認する必要がある場合は、育児休業の申出をした教職員（以下「育児休業申出者」という。）に対し、証明書類の提出を求めることがある。

5 育児休業申出者は、当該申出をした後に申出にかかる子が出生した場合には、その旨を遅滞なく報告しなければならない。

6 第1項の申出があった場合は、当該育児休業申出者に対し、育児休業の取扱いについて通知するものとする。

（申出の撤回等）

第4条 育児休業申出者は、育児休業開始予定日の前日までは当該申出を撤回することができる。

2 育児休業の申出を撤回した教職員が、特別な事情により撤回した育児休業にかかる子について再び育児休業を申し出た場合は、その子（双子以上の場合は一子とみなす。）について育児休業をすることができる。

（育児休業期間の変更等）

第5条 育児休業申出者が、育児休業開始予定日の原則として1週間前までに申し出た場合は、1回に限り育児休業開始予定日を変更することができる。

2 育児休業をしている教職員が、育児休業終了予定日の原則として1月前までに申し出た場合は、1回に限り育児休業終了予定日を変更することができる。ただし、特別な事情があると認められた場合には、複数回にわたり育児休業終了予定日を変更することができる。

（特別な事情がある場合の育児休業期間の延長）

第6条 育児休業をしている教職員は、子が満3歳に達する時点で保育所に入れないうなど特別な事情がある場合は、満3歳に達する日以降の最初の4月1日を限度とし、育児休業期間を延長することができる。

2 前項の育児休業期間の延長は、配偶者の負傷又は疾病その他の育児休業の期間の延長の申請時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業にかかる子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じる場合を除き、1回に限るものとする。

3 前2項に定める育児休業期間の延長は、育児休業終了予定日の原則として1月前までに申し出るものとする。

（育児休業の終了）

第7条 育児休業終了予定日（第5条又は前条の規定により当該育児休業終了予定日に変更され、又は延長された場合にあっては、当該変更又は延長後の育児休業終了予定日）とされる日の前日までに次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は、当該事情が生じた日（第6号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に育児休業は終了する。

- (1) 育児休業にかかる子が死亡した場合
 - (2) 育児休業にかかる子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消により育児休業申出者の子でなくなった場合
 - (3) 育児休業にかかる子が養子となったことその他の事情により当該育児休業申出者と同居しなくなった場合
 - (4) 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたこと。
 - (5) 育児休業申出者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業申出にかかる子を養育することができない状態になった場合
 - (6) 育児休業申出者が、東京大学医科学研究所教職員の勤務時間、休暇等に関する細則（平成16年4月1日制定。以下「勤務時間等細則」という。）第11条第1項第6号若しくは第7号の規定による特別休暇を取得し、又は第7条の2第1項に規定する出生時育児休業、第8条第1項に規定する介護休業若しくは新たな育児休業を始めた場合
 - (7) 第2条第2項に該当することとなった場合
- 2 育児休業をしている教職員は、前項各号に掲げる事情が生じた場合には、遅滞なく、申し出なければならない。

（出生時育児休業の対象者）

第7条の2 教職員は、その養育する子について、次の各号のいずれにも該当する者は、出生時育児休業（育児休業のうち、この条から第7条の6までに定めるところにより、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。次項第1号において同じ。）の期間内にする休業をいう。以下同じ。）をすることができる。

- (1) 出生時育児休業にかかる子と同居し、養育する者
 - (2) 出生時育児休業終了後、引き続き勤務する意思のある者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員は、出生時育児休業をすることができない。
- (1) 当該子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間（当該子を養育していない期間を除く。）内に2回の出生時育児休業をした者
 - (2) 育児・介護休業法第9条の3第2項の規定により準用される同法第6条の規定に基づく協定により、同条第1項及び育児・介護休業法施行規則第8条で定める者の範囲内であって出生時育児休業の対象者から除外するとされた者

（出生時育児休業の申出）

第7条の3 出生時育児休業を希望する教職員は、出生時育児休業をすることとする一の

期間について、その初日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）を明らかにして、申し出るものとする。

- 2 前項の申出は、原則として、出生時育児休業開始予定日の2週間前までに、出生時育児休業申出書を提出するものとする。この場合において、その事由を確認する必要があるときは、証明書類の提出を求めることがある。
- 3 出生時育児休業の申出をした教職員（以下「出生時育児休業申出者」という。）は、当該申出をした後に申出にかかる子が出生した場合には、その旨を遅滞なく報告しなければならない。
- 4 第1項の申出があった場合は、当該出生時育児休業申出者に対し、出生時育児休業の取扱いについて通知するものとする。

（出生時育児休業期間の変更等）

第7条の4 出生時育児休業申出者は、当該申出にかかる出生時育児休業開始予定日の前日までに、別に定める事由が生じた場合には、申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日を1回に限り当該育児休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

- 2 出生時育児休業申出者は、出生時育児休業終了予定日の原則として2週間前までに申し出た場合は、出生時育児休業終了予定日を1回に限り当該出生時育児休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

（出生時育児休業申出の撤回等）

第7条の5 出生時育児休業申出者は、出生時育児休業開始予定日（前条第1項の規定により出生時育児休業開始予定日を変更された場合にあっては、その変更後の出生時育児休業開始予定日とされた日。）の前日までは当該申出を撤回することができる。

- 2 前項の規定により出生時育児休業の申出を撤回した教職員は、第7条の2第2項第1号の適用については、当該申出にかかる出生時育児休業をしたものとみなす。

（出生時育児休業の終了）

第7条の6 出生時育児休業終了予定日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、当該事情が生じた日（第6号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に出生時育児休業は終了する。

- (1) 出生時育児休業にかかる子が死亡した場合
- (2) 出生時育児休業にかかる子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消により当該出生時育児休業申出者の子でなくなった場合
- (3) 出生時育児休業にかかる子が養子となったことその他の事情により当該出生時育児休業申出者と同居しなくなった場合
- (4) 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたこと。

- (5) 出生時育児休業申出者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、当該出生時育児休業申出にかかる子が出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの間、当該子を養育することができない状態になった場合
 - (6) 出生時育児休業申出者が、勤務時間等細則第11条第1項第6号若しくは第7号の規定による特別休暇を取得し、又は第8条第1項に規定する介護休業若しくは新たな育児休業を始めた場合
 - (7) 第7条の2第2項第2号に該当することとなった場合
- 2 出生時育児休業をしている教職員は、前項各号に掲げる事情が生じた場合には、遅滞なく、申し出なければならない。

第3章 介護休業

(介護休業の対象者等)

第8条 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（以下「要介護状態」という。）にある家族を介護する教職員は、この規則の定めるところにより、当該家族を介護するためにする休業（以下「介護休業」という。）をすることができる。

2 前項に定める家族とは、次の各号に掲げる者（以下「対象家族」という。）とする。

- (1) 配偶者
- (2) 父母
- (3) 子（教職員と法律上の親子関係にある子をいい、養子を含む。）
- (4) 配偶者の父母
- (5) 祖父母、兄弟姉妹及び孫
- (6) 前各号以外の家族で大学法人が認めた者

3 第1項の規定にかかわらず、育児・介護休業法第12条の規定に基づく協定により、同条第2項及び第3項並びに育児・介護休業法施行規則第24条で定める者の範囲内であって介護休業の対象者から除外するとされた者は、介護休業をすることができない。

(介護休業の申出)

第9条 介護休業を希望する教職員は、対象家族が要介護状態にあることを明らかにし、介護休業を必要とする予定の連続する期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして、申し出るものとする。

2 前項の申出は、一つの継続する要介護状態について、第13条に定める介護休業の特例（部分介護休業）にかかる期間を含めて総計6月の期間の範囲内で3回までとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

3 前項による申出に係る対象家族について、第13条に定める介護休業の特例（部分介護休業）を受けている場合で引き続き介護休業をするときは、1回の申出とみなす。

- 4 介護休業の申出は、原則として、介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書を提出することにより行うものとする。
- 5 介護休業の申出において、その事由を確認する必要がある場合は、介護休業の申出した教職員（以下「介護休業申出者」という。）に対し、証明書類の提出を求めることがある。
- 6 第1項の申出があった場合は、当該介護休業申出者に対し、介護休業の取扱いについて通知するものとする。

（申出の撤回等）

第10条 介護休業申出者は、介護休業開始予定日の前日までは当該申出を撤回することができる。

- 2 介護休業の申出を撤回した教職員が、撤回した介護休業にかかる対象家族について再び介護休業を申し出た場合は、その対象家族について介護休業をすることができる。

（介護休業期間の変更）

第11条 介護休業申出者が、介護休業開始予定日の原則として1週間前までに申し出た場合は、1回に限り介護休業開始予定日を変更することができる。

- 2 介護休業をしている教職員が、介護休業終了予定日の原則として2週間前までに申し出た場合は、1回に限り介護休業終了予定日を変更することができる。ただし、特別の事情があると認めた場合には、複数回にわたり介護休業終了予定日を変更することができる。

（介護休業の終了）

第12条 介護休業終了予定日（前条により介護休業開始予定日に変更された場合にあっては、当該変更後の介護休業終了予定日）とされる日の前日までに次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は、当該事情が生じた日（第4号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に介護休業は終了する。

- (1) 介護休業にかかる対象家族が死亡した場合
- (2) 介護休業にかかる対象家族が介護休業申出者の対象家族でなくなった場合
- (3) 介護休業申出者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、対象家族を介護することができない状態になった場合
- (4) 介護休業申出者が、勤務時間等細則第11条第1項第6号若しくは第7号の規定による特別休暇を取得し、又は育児休業若しくは新たな介護休業を始めた場合
- (5) 第8条第3項に該当することとなった場合

- 2 介護休業をしている教職員は、前項各号に掲げる事情が生じた場合には、遅滞なく、申し出なければならない。

（介護休業の特例）

第13条 介護休業を希望する教職員は、特に必要がある場合は、1日を単位とする介護休業（以下「部分介護休業」という。）を取得することができる。

- 2 前項の部分介護休業の申出については、第9条（第3項を除く。）から第12条までの規定を準用する。
- 3 前項による申出に係る対象家族について、第9条に定める介護休業を行っている場合で引き続き部分介護休業をするときは、1回の申出とみなす。
- 4 部分介護休業の申出をした教職員は、介護のため勤務しない日（以下「介護日」という。）を当該介護日の1週間前までに届け出るものとする。ただし、最初の介護日は部分介護休業開始予定日と同一とし、少なくとも2週間以上の期間について一括して届け出るものとする。

第4章 自己啓発等休業

（自己啓発等休業）

第14条 教職員が自発的に業務に有益な知識を得るために大学等（大学院の課程及びこれに相当する外国の大学を含む。以下同じ。）に在学してその課程を履修する場合又は国際貢献活動に参加する場合は、3年を超えない範囲内の期間に限り自己啓発等休業を承認することができる。

- 2 前項に規定する国際貢献活動は、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。以下この項において同じ。）その他の国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち教職員として参加することが適当であると認められるものとする。
- 3 第1項の休業の期間は、3年を超えない範囲内において1回に限り延長することができる。
- 4 自己啓発等休業を承認する場合は、当該自己啓発等休業する者に対し、自己啓発等休業の取扱いについて通知するものとする。

（自己啓発等休業の承認の請求手続）

第15条 自己啓発等休業の承認の請求は、自己啓発等休業承認請求書により、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。この場合において、当該請求について確認するため証明書類の提出を求めることがある。

- 2 前項の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の請求について準用する。

（自己啓発等休業の承認の失効等）

第16条 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている教職員が就業規則第14条に規定する休職又は同規則第39条に規定する出勤停止若しくは停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

- 2 次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 自己啓発等休業をしている教職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめたこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている教職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (3) 自己啓発等休業をしている教職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該教職員の請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(職務復帰)

第17条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る教職員は、職務に復帰するものとする。

第5章 配偶者同行休業

(配偶者同行休業)

第18条 教職員が外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と、当該住所又は居所において生活を共にする場合は、3年を超えない範囲内の期間に限り配偶者同行休業を承認することができる。

2 前項の休業の期間は、3年を超えない範囲内において1回に限り延長することができる。

3 配偶者同行休業を承認する場合は、当該配偶者同行休業する者に対し、配偶者同行休業の取扱いについて通知するものとする。

(配偶者同行休業の承認の請求手続)

第19条 配偶者同行休業の承認の請求は、配偶者同行休業承認請求書により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。この場合において、当該請求について確認するため証明書類の提出を求めることがある。

2 前項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の請求について準用する。

(配偶者同行休業の承認の失効等)

第20条 配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている教職員が就業規則第14条に規定する休職又は同規則第39条に規定する出勤停止若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該教職員の配偶者でなくなった場合には、その効力を失う。

2 配偶者同行休業をしている教職員が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなったこと等の事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。

(職務復帰)

第21条 配偶者同行休業の期間が満了したとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたときは、当該配偶者同行休業に係る教職員は、職務に復帰するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(東京大学医科学研究所教職員育児・介護休業規程の廃止)
- 2 東京大学医科学研究所教職員育児・介護休業規程(平成16年4月1日制定)は、廃止する。
(育児休業に関する経過措置)
- 3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の東京大学医科学研究所教職員育児・介護休業規程(以下「旧規程」という。)の適用を受け、育児休業をしている者は、この規則の規定による育児休業をしている者とみなす。
(介護休業に関する経過措置)
- 4 この規則の施行の際現に旧規程の適用を受け、介護休業(旧規程第13条第1項の部分介護休業を含む。)をしている者は、この規則の規定による介護休業をしている者とみなす。
(大学又は大学院修学等休職に関する経過措置)
- 5 東京大学医科学研究所教職員休職規程の一部を改正する規則(平成26年3月27日制定)による改正前の東京大学医科学研究所教職員休職規程(平成16年4月1日制定)第4条の2第1項の規定による承認を受けている者は、第14条第1項の規定による承認を受けた者とみなす。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

沿革

東京大学医科学研究所教職員休業規則

体系情報

- 第2編 総務及び人事
- 第3章 就業規則等

沿革情報

- ◆ 平成26年 3月27日 制定
- ◇ 平成28年12月15日
- ◇ 令和 4年 3月24日